平成２４年（フ）第３８３号
愛知県大府市長草町前屋敷51番地の１　グレイスヒルズ101号
債務者　森川　健二
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒川　綾子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２６号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原644番地
債務者　谷　　直樹
１　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　　太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午前11時50分
５　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
津地方裁判所熊野支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８５０号
仙台市泉区南光台南１丁目26番３号　セジュール南光台Ｖ―203
債務者　千葉　晶子
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
福島市野田町７丁目３番20号　グリックハイム203号、従前の住所福島市野田町７丁目３番21号　エスペランサ205号
債務者　山下久美子
１　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１０２号
茨城県笠間市来栖字方ヵ入26―８、申立時の住所茨城県桜川市本木120番地２
債務者　鈴木　英夫
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２２８号
茨城県結城市結城11408、住民票上の住所茨城県結城市大字結城12414番地１
債務者　大塚　俊則
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２６７号
茨城県筑西市丙75番地１
債務者　直井　厚子
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２７４号
茨城県古河市谷貝714番地２
債務者　中里　輝雄
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２８１号
茨城県筑西市甲727番地　ニューホーム102、前住所沖縄県那覇市具志３丁目33番16号　オーシャンパレス具志303
債務者　鈴木　淳一
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２８５号
茨城県下妻市坂本新田15番地１　レオネクスト友愛112号、前住所茨城県古河市諸川1905番地39
債務者　森　　千鶴（旧姓齊藤）
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２８６号
茨城県筑西市関本上中50番地14
債務者　倉持　勝美
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２８７号
茨城県筑西市関本上中50番地14
債務者　倉持　由樹
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２９２号
茨城県筑西市藤ケ谷1615番地７　雇用促進住宅１―306
債務者　白根　未来
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３０３号
茨城県常総市豊岡町乙1464番地５
債務者　北浦　達也
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４４６号
金沢市寺中町ト19番地１　長谷川ハイツ105号、従前の住所金沢市寺中町ヘ37番地10
債務者　宮岸　重男
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４４７号
石川県白山市若宮３丁目28番地　ユーミー若宮102号室
債務者　村本　修一
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
金沢地方裁判所